

令和8年4月16日

人 事 院 事 務 総 長

「災害補償制度の運用について」の一部改正について（通知）

「災害補償制度の運用について（昭和48年11月1日職厚—905）」の一部を下記のとおり改正したので、令和8年4月1日（改正後の第14の2（在外公館に勤務する職員又は公務で外国旅行中の職員の特例関係）の1の(6)の規定については、令和8年4月16日）以降は、これによってください。

記

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 第14の2 在外公館に勤務する職員又は公務で外国旅行中の職員の特例関係 | 第14の2 在外公館に勤務する職員又は公務で外国旅行中の職員の特例関係 |
| 1 規則16—2第2条第1項 (同条第2項において準用する | 1 規則16—2第2条第1項 (同条第2項において準用する |

場合を含む。)の規定に基づき平均給与額の算定の基礎となる給与の総額に加える給与の額は、次に掲げる給与の種類に応じ、1月につき、それぞれ次に掲げる額とする。

(1)～(3) (略)

(4) 扶養手当 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和27年法律第93号。以下「在外給与法」という。)第22条の規定の適用がないものとした場合に給与法の規定に基づき支給されることとなる在外給与法第6条第5項に規定する同行子女に係る扶養手当の月額

(5) 地域手当 俸給の月額、(1)による額及び扶養手当の月額 ((4)による月額を含む。)の合計額に給与法第11条の3第2項第1号の1級地に係る支給割合 ((9)において「1級地支給割合」という。)を乗じて得た額

場合を含む。)の規定に基づき平均給与額の算定の基礎となる給与の総額に加える給与の額は、次に掲げる給与の種類に応じ、1月につき、それぞれ次に掲げる額とする。

(1)～(3) (略)

(新設)

(4) 地域手当 俸給の月額、(1)による額及び扶養手当の月額の合計額に給与法第11条の3第2項第1号の1級地に係る支給割合 ((8)において「1級地支給割合」という。)を乗じて得た額

(6) 住居手当 在外公館に勤務する直前に居住していた住居に居住しているものとした場合に給与法（第11条の10第1項第2号及び第2項第2号の規定を除く。）の規定に基づき支給されることとなる住居手当の月額（在外公館に採用された職員（以下「在外公館採用職員」という。）については、実施機関が人事院事務総長と協議して定める額）

(7)～(9) (略)

2 (略)

第19 その他の事項

1～15 (略)

16 補償法第4条第1項及び規則16—0第12条に規定する平均給与額の算定期間に在外給与法の規定に基づく配偶者手当の支給を受ける者であつて、事故発生日が令和7年4月1日から令和8年6月30日までの間であるものに対する第14の2の1の規定の適用については、

(5) 住居手当 在外公館に勤務する直前に居住していた住居に居住しているものとした場合に給与法の規定に基づき支給されることとなる住居手当の月額（在外公館に採用された職員（以下「在外公館採用職員」という。）については、実施機関が人事院事務総長と協議して定める額）

(6)～(8) (略)

2 (略)

第19 その他の事項

1～15 (略)

16 補償法第4条第1項及び規則16—0第12条に規定する平均給与額の算定期間に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号。以下この16において「在外給与法」という。）の規定に基づく配偶者手当の支給

第14の2の1に規定する給与の総額に加える給与の額及び第14の2の1の(5)に規定する扶養手当の月額には、1月につき、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第72号。以下この16において「令和6年給与法等改正法」という。）附則第15条の規定による改正前の在外給与法第15条及び令和6年給与法等改正法附則第17条の規定の適用がないものとした場合に、令和6年給与法等改正法第2条による改正前の給与法の規定又は令和6年給与法等改正法附則第6条の規定により読み替えて適用する給与法第11条の規定に基づき支給されることとなる配偶者に係る扶養手当の月額が含まれるものとする。

を受ける者であって、事故発生日が令和7年4月1日から令和8年6月30日までの間であるものに対する第14の2の1の規定の適用については、第14の2の1に規定する給与の総額に加える給与の額及び第14の2の1の(4)に規定する扶養手当の月額には、1月につき、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第72号。以下この16において「令和6年給与法等改正法」という。）附則第15条の規定による改正前の在外給与法第15条及び令和6年給与法等改正法附則第17条の規定の適用がないものとした場合に、令和6年給与法等改正法第2条による改正前の給与法の規定又は令和6年給与法等改正法附則第6条の規定により読み替えて適用する給与法第11条の規定に基づき支給されることとなる配偶者に係る扶養手当の月額が含まれるものとする。

17 補償法第4条第1項及び規則16—0第12条に規定する平均給与額の算定期間に令和7年4月1日から令和10年3月31日までの期間が含まれる場合における第14の2の1の(5)の規定の適用については、第14の2の1の(5)中「1級地」とあるのは、「1級地又は人事院規則9—49—57（人事院規則9—49（地域手当）の一部を改正する人事院規則）附則第3条第1号の20パーセント級地」とする。

17 補償法第4条第1項及び規則16—0第12条に規定する平均給与額の算定期間に令和7年4月1日から令和10年3月31日までの期間が含まれる場合における第14の2の1の(4)の規定の適用については、第14の2の1の(4)中「1級地」とあるのは、「1級地又は人事院規則9—49—57（人事院規則9—49（地域手当）の一部を改正する人事院規則）附則第3条第1号の20パーセント級地」とする。

以 上